

来年 **1** 月 **4** 日から

市役所の窓口受付時間が変わります

◆問い合わせ＝☎人事課(内線3702・3703)

令和9年1月4日から、市役所の窓口受付時間を短縮します。

現在、オンライン申請やコンビニ交付など、市役所に来庁しなくても可能な手続きが広がっています。受付時間の変更に伴い、創出された時間は、複雑な課題や政策立案・事務改善などの業務に充て、市民サービスの向上につなげていきます。

新しい受付時間とともに、自宅から利用できる便利なサービスをご紹介します。



窓口受付

変更前：8時30分～17時15分

変更後：**9時～16時30分**

※日曜日窓口開庁の受付時間に変更はありません。

対象施設

市役所本庁舎・石下庁舎・保健センター

※窓口による手続き・相談の受付が対象です。

図書館や生涯学習センターなど、その他の施設は変更ありません。

電話受付

対応時間：8時30分から17時15分まで

※電話対応時間の変更はありません。

窓口受付時間 Q&A

Q どうして変更するの？

A 行政サービスのデジタル化に伴い、コンビニ交付サービスや電子申請が普及したことにより、市役所へ来庁することなく完結する手続きが増加しています。一方で、行政が抱える課題はより多様化・複雑化しており、職員がそれらに対して迅速かつ丁寧に向き合う必要性が高まっています。こうした状況を踏まえ、市役所窓口の受付時間を短縮します。

今後は、窓口受付時間を短縮することで確保した時間を、複雑な行政課題の解決や職員の連携強化に充て、市民サービスの向上に努めます。

Q 日曜開庁の窓口受付時間も短縮になりますか？

A 日曜日の午前中（8時30分から正午まで）は、これまでどおり開庁しています。平日にお越しいただくのが難しい方は、ぜひご利用ください。開庁場所は以下のとおり、週によって異なりますのでご注意ください。

第1・第3日曜日：本庁舎 1階 市民課

第2・第4日曜日：石下庁舎 暮らしの窓口課

※日曜開庁は、これまでどおり証明書の発行など一部の業務のみを取り扱います。

市役所に行かなくても手続きできる！／

便利なサービスをご利用ください



市民課窓口で交付している各種証明書は、マイナンバーカードを利用して全国のコンビニエンスストアで取得できます。他にも、スマートフォンやパソコンを利用して市役所に行かずにできる手続きがありますので、ぜひご活用ください。なお、今後もさらなる利便性の向上に努めます。

コンビニで取得できる証明書

- ▶ 住民票謄本(世帯全員分) ▶ 住民票抄本(世帯員の一部)
- ▶ 印鑑登録証明書(印鑑登録をされている方のみ)
- ▶ 所得証明書(最新の年度のみ) ▶ 課税・非課税証明書(最新の年度のみ)
- ▶ 戸籍謄本・戸籍抄本・戸籍の附票(本籍が常総市にある方のみ)



コンビニ交付
について

電子申請サービス

市役所の窓口で行う手続きの一部が、スマートフォンやパソコンから申請できます。

申請できる
手続き例

- ▶ 児童手当の申請 ▶ 水道の使用開始・中止の届出
- ▶ 保育所の入所申込 ▶ 国民健康保険への加入・脱退の届出 など



いばらき電子申請

市公式LINE

市公式LINEアカウントのメニューから電子申請サービスを簡単に利用できます。

友だち登録はコチラから▶



Q 窓口受付時間を短縮するので、
職員の勤務時間は短くなりますか？

A 勤務時間は変更ありません。
窓口業務と事務処理業務を明確に切り分け、事務作業や企画立案に専念できる時間を確保します。これにより、市民の皆さんへより正確で質の高いサービスを安定的に提供できる体制を構築します。

Q 市役所に行かなくてもできる手続きは
何がありますか？

A マイナンバーカードを利用して、全国のコンビニエンスストアで各種証明書を取得できます。また、スマートフォンなどからできる手続きも増えています。ぜひ便利なデジタルサービスをご活用ください。

Q 窓口受付時間外に職員は何をしているの？

A 必要な書類・帳票・各種システムの確認などの事前点検や、申請書類の審査や精査などの事後処理があります。さらに、人口減少やデジタル化などの社会環境の変化に適応しながら、施策の立案や課題の解決、未来に向けたまちづくりの構想などに取り組み、限られた時間のなかで持続可能な行政体制の構築を目指します。